

約款 (Microsoft CSP サービス (3 年契約) DIS by 雷 用)

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、Microsoft Corporation (CSP事務局:ダイワボウ情報システム株式会社)がサービス提供者となるサービスです。

[2] サービスの内容等

- お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できるものとします。
- サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。
- サービス提供者によってサービス内容・提供条件等が変更された場合には、本契約におけるサービス内容・提供条件等も変更される場合があります。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンス

- 別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。
- ライセンス数の追加は、お客様およびJBCC間のメールによる合意に基づき、随時、行うことができるものとします。ただし、契約期間の途中でライセンス数を減らすことはできません。
- 契約期間の途中で追加されたライセンスは本契約期間満了日まで有効です。
- 対象ソフトウェアごとに、ライセンスの最低購入本数が設定されていることがあります。

[6] サポートサービス

- JBCCまたはCSP事務局は、サポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。
- CSP事務局が提供するサポートサービスは、CSP事務局所定のエンドユーザー向けサポートポータルに掲載される「Microsoft CSP サービス 商品 顧客サポート 規約」(URL: <https://freshcontents.blob.core.windows.net/mscsp/document/CSP%E9%A1%A7%E5%AE%A2%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E8%A6%8F%E7%B4%84.pdf>) の定めに基づきCSPサポート窓口より提供されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされることがあります。
＜CSP サポート窓口＞
CSP サポートガイド(JBCC より別途提示)に記載のとおりとします。
(参考)CSP サポートガイド(2024 年 8 月時点の版)における CSP サポート窓口: <https://portal.support.pc-daiwabo.co.jp/>
※CSP サポート窓口へのアクセスパスワードは別途、JBCCより通知するものとします。
- サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は、JBCCまたはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償のサービスの機能追加／向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。オプションは単独で購入することはできません。

[8] サービス料金

- 利用料
(1)本サービスの利用料は、共通契約条項第 21 条第 2 項(2)の定めにもかわらず、
3 年額料金:サービスの契約期間中継続的に発生する、3 年単位のサービス利用による料金(固定制)とします。(ただし、支払いについては1年単位の分割払いとすることもできるものとします。)
(2)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。
(3)契約期間の途中でオプションおよびライセンスを追加した場合、その料金は購入した月分から発生し、発生月翌月に契約期間の残月数(分割請求の場合は次回請求ないし支払日までの残月数)に応じて一括請求されるものとします。なお、料金の日割り計算はされないものとします。
- その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次の URL に定めるとおりとします。お客様は、サービス規程に同意した上で、本サービスを申し込むものとし、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

- ・マイクロソフト顧客契約: <https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement>
→Geographyは「Japan」、Languageは「Japanese」をご指定ください。
- ・Microsoft オンライン サブスクリプション契約: <https://www.microsoft.com/licensing/terms/ja-JP/productoffering>
- ・Microsoft SLA: <https://aka.ms/licensingdocs>
- ・Microsoft プライバシー: <https://privacy.microsoft.com/ja-jp/privacystatement/>
- ・「DISクラウドサービスに関する個人情報保護ポリシー」: <https://discloud.jp/ikazuchi/policy.html>

[10] 契約期間

1. 本サービスの契約期間は、サービス開始日から3年間とします。契約期間の途中で解約することはできません。
2. サービス開始日は、お客様からJBCCに通知された「開通希望日」に基づき、現実に利用可能となる日を、JBCCまたはサービス提供者よりお客様に対して特則条項に定める通り通知するものとします。
3. 本契約期間満了後も本サービスの利用継続を希望する場合は、本契約期間満了日の1か月前まで、本契約期間満了日翌日をサービス開始日とする新規契約(更新契約)の申込みを要するものとします。

特則条項

[11] プライスプロテクション

本サービスの利用料は、契約期間中(サービス開始日から3年間)は変更されません。ただし契約更新時については、JBCC またはサービス提供者がお客様に事前に通知することにより、契約更新後の利用料が変更されることがあるものとします。

[12] GDAP(詳細な代表管理者権限)対応

サービス提供者または JBCC より GDAP 承認依頼の手続きの案内があったときは、適時に GDAP 承認処理を行っていただくものとします。

[13] サービス開始日の通知

サービス開始日は、以下の要領に従い通知されるものとします。

1. 案内通知の名称: Microsoft CSP システムメール
2. 通知者: CSP 事務局
3. サービス開始日: 利用開始日欄記載のとおり
4. 契約期間等: 契約開始日欄記載のとおり
5. 注文番号: サービス開始日の通知に記載の番号は JBCC 及びサービス提供者間における管理番号であり、本契約にかかる注文番号ではありません。